

こ成母第78号

令和5年6月16日

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

こども家庭庁成育局長

未熟児養育事業の実施について

未熟児養育事業の実施については、別紙実施要綱により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

なお、この通達により、昭和62年7月31日児発第668号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知は廃止する。

第一 未熟児養育についての方針

未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に未熟であり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は高率であるばかりでなく、心身の障害を残すこともあることから、生後すみやかに適切な処置を講ずることが必要である。

このため、医療を必要とする未熟児に対しては養育に必要な医療の給付を行うとともに、必要に応じて市町村（特別区を含む。以下同じ。）の保健師等により未熟児の保護者に対する訪問指導を行うこととする。

第二 未熟児養育対策

一 低体重児届出の徹底

未熟児の養育対策の万全を期するため、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号。以下「法」という。)第 18 条の規定による低体重児の早期届出の徹底を図る必要がある。

このため、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母親（両親）学級等の機会をとらえてすみやかに届出が行われるよう指導するほか、日本医師会、日本助産師会、日本看護協会等の積極的な指導協力を得るため、これらの団体との連絡協調を密にし、未熟児の早期把握に万全を期すこと。

二 未熟児養育医療

(一) 対象

養育医療の対象は、法第 6 条第 6 項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めたものとする。

なお、法第 6 条第 6 項にいう諸機能を得るに至っていないものとは、例えば、次のいずれかの症状等を有している場合をいう。

ア 出生時体重 2,000 グラム以下のもの

イ 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの

(ア) 一般状態

a 運動不安、痙攣があるもの

b 運動が異常に少ないもの

(イ) 体温が摂氏 34 度以下のもの

(ウ) 呼吸器、循環器系

a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの

b 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分 30 以下のもの

c 出血傾向の強いもの

(エ) 消化器系

- a 生後 24 時間以上排便のないもの
- b 生後 48 時間以上嘔吐が持続しているもの
- c 血性吐物、血性便のあるもの

(オ) 黄疸

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

(二) 指定養育医療機関の基準

指定養育医療機関の具備すべき基準は、次のとおりとすること。

- ア 産科又は小児科を標ぼうしていること
- イ 独立した未熟児用の病室を有すること
- ウ 保育器、酸素吸入装置、その他未熟児養育医療に必要な器具を有すること
- エ 未熟児養育に習熟した医師及び看護師を適当数有すること

(三) 診療上の留意事項

指定養育医療機関は、未熟児の医療が専門外にわたるときは、指定養育医療機関医療担当規程及び保険医療機関及び保険医療担当規則に定めるところにより、適切な措置を講ずること。

(四) 移送

指定養育医療機関は、移送用保育器及び酸素吸入装置を整備し、医師及び看護師の付添いのもとに救急用自動車等により移送するよう配慮すること。

(五) 養育医療の申請及び給付

ア 給付の申請

養育医療の給付の申請は、母子保健法施行規則(以下「規則」という。)第 9 条の規定によるものであるが、その要領については次によること。

- (ア) 申請者は、未熟児の保護者(法第 6 条第 4 項)であること。
- (イ) 申請書には、医師の記載した養育医療意見書及びその他必要とする関係書類を必ず添付させること。

イ 給付の決定

- (ア) 市町村長は、すみやかに養育医療を給付するか否かを決定すること。
- (イ) 養育医療の給付を行うことを決定したときは、規則第 9 条第 2 項による養育医療券(以下「医療券」という。)を申請者に交付し、かつ医療券に記載した指定養育医療機関にその旨を通知すること。

また、養育医療の給付を行わないことを決定したときは、すみやかに、その理由を明らかにして、申請者に通知すること。

(ウ) 医療券の交付に際しては、申請者に対し、その取扱いについて十分指導すること。

なお、費用徴収する場合には、あらかじめ周知徹底させておくこと。

(エ) 医療は、医療券を指定養育医療機関に提出して給付を受けることとなっているが、やむを得ない理由により、医療券を提出できない場合には、医療を行い、その理由がなくなった後、すみやかに、医療券を提出させること。

ウ 医療券の取扱い

(ア) 医療券の有効期間の記載にあたっては、その始期は、当該指定養育医療機関による当該医療開始の日にさかのぼる取扱いとすること。

また、その終期は、当該医療の終了の日であるので、診療の終了予定期間に若干の余裕を考慮して記入すること。

なお、病院診療所用及び薬局用の医療券を併せて交付する場合における有効期間は、同一の有効期間とすること。

(イ) 当該医療を医療券の有効期間を過ぎて継続する必要がある場合は、市町村長は、事前に保護者若しくは当該指定養育医療機関より医師の意見書を添えて養育医療継続の申請を行わせ、これを承認することができること。

養育医療継続の承認は、文書によるものとし、これに期限を附すこと。

なお、継続の承認決定を行ったときは、前記(五)のイ(イ)に準じて、申請者及び指定養育医療機関にその旨を通知すること。

(ウ) やむを得ない理由により当該指定養育医療機関を転院する場合は、新たに、申請を行わせるものとする。

この場合の申請書には、意見書及び転院を必要とする理由を記載した医師の証明書を添附すること。

エ 医療の給付

(ア) 医療の給付は、現物給付によることを原則とし、やむを得ない事情がある場合にのみ現物給付に変えて、その費用を支給することとする。

(イ) 給付の範囲は、法第20条第3項に定められているところであるが、こ

これらのうち移送の給付の取扱いについては、次によること。

- a 移送は、医師が特に必要と認めた場合に承認するものとし、その額は必要とする最小限の実費とすること。

なお、移送に際し、付添いの必要があると認められる場合は、付添人の移送費についても支給して差支えないこと。

- b 移送費等の支給申請は、その事実についての指定養育医療機関の医師の証明書及び当該費用の額に関する証拠書類を添えて、給付の申請者から市町村長に申請させること。

(六) 診療報酬の請求、審査及び支払

診療報酬の請求、審査及び支払については、「養育医療費等公費負担医療の給付にかかる診療報酬等の審査及び支払に関する事務の国民健康保険団体連合会への委託について」（平成 25 年 2 月 28 日雇児発 0228 第 2 号）及び「母子保健法に規定する養育医療に要する費用の審査支払事務を社会保険診療報酬支払基金に委託する契約について」（平成 25 年 2 月 28 日雇児発 0228 第 3 号）に定めるところによること。

(七) 徴収

法第 21 条の 4 第 1 項の規定により当該措置に要する費用の全部又は一部を扶養義務者から徴収することができること。

(八) 医療保険各法との関連事項

母子保健法施行規則第 14 条第 2 項の医療保険各法と本給付との関係は、その本人が医療保険各法の被扶養者等である場合は、医療保険各法による医療の給付が優先すること。

したがって、養育医療の給付は、いわゆる自己負担分を対象とするものであること。

(九) その他

給付の状況を明確にするため、「養育医療給付台帳」を備付け、その状況を明らかにしておくこと。

三 未熟児訪問指導

(一) 訪問指導の実施

法第 19 条による訪問指導の実施にあたっては、医療機関等を通じて未熟児の症状等の把握に努めるものとし、指導内容は、当該医療機関の医師等の意見を聞くほか、平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号厚生省児童家庭局長通知「母性、乳幼

児に対する健康診査及び保健指導の実施について」の別添「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」のⅡの第二の3及び第三の3を参考とし、特に、合併症や後遺症、成長発育状況等に応じて適切な指導を行うこと。

(二) 対象の把握

訪問指導を徹底するため、常に低体重児の届出状況等を把握するとともに、医療機関等との連絡を密にし、対象の把握に努めること。

このため、退院年月日、退院後の住所及び退院時の状況等について、特に医療機関等からの報告を求めるなど積極的な協力を求めること。

なお、報告を求めるにあたっては、未熟児の出生内容等に関する医療機関から市町村に対する連絡票をあらかじめ関係医療機関に配布しておくこと。

(三) 訪問指導の徹底

未熟児は、通常養育上の必要性から訪問指導を必要とするため、出生したすべての未熟児を対象として訪問指導を行うことが望ましい。特に、未熟児養育医療の対象となった児を重点対象とすること。

(四) 事後指導の徹底

訪問指導を行ったときは、母子健康手帳及び関係書類に必要な事項を記入して事後指導の徹底を図ること。

第三 その他

一 妊婦健康診査及び保健指導の徹底

未熟児の出生を防止するためには、未熟児出生の原因となる妊婦の疾病等の予防と早期発見に努め、早期に治療を行うことが必要であるので、妊婦に対する妊娠中の定期的な健康診査及び保健指導の徹底に努めること。

二 都道府県等の役割

都道府県及び保健所は、法第8条及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条から第8条までの規定に基づき、市町村間の連絡調整や技術的助言等を行うこととされており、未熟児養育事業の実施においても、その役割を果たすことが求められる。

具体的には、都道府県は市町村が適切に事業を実施できるよう、条件を整備するとともに、都道府県が設置する保健所とともに、都道府県が策定する医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療計画の内容等を踏まえつつ、広域的な観点から、未熟児に対する保健、医療、福祉等の関連施策との連携の強化に努めること。

また、都道府県が設置する保健所にあつては、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、引き続き、所管区域内の市町村の未熟児養育事業の実施状況等の把

握、評価及び分析を行い、市町村に対し、未熟児養育事業の円滑な実施のために必要な支援を行うよう努めること。

三 医療機関等の協力

未熟児養育事業の円滑な実施を図るため、本事業に直接関係する医療機関はもとより、医療保健関係者等に対し、日本医師会、日本助産師会、日本看護協会等を通じて本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、積極的な協力を求めること。

四 広報活動

未熟児養育事業の実施については、未熟児医療にたずさわる医師及び助産師等の医療保健関係者はもとより、母子保健推進員、母子保健地域組織の構成員等に対し、本事業の趣旨の周知徹底をはかるほか、積極的な協力を求めて効率的な運営をはかること。

また、住民、特に妊婦に対し、本事業の趣旨の徹底を図り、母親（両親）学級等の保健衛生教育の場を通じて常に未熟児養育上の正しい知識とその方法を普及すること。

五 その他

本通知に係る各種様式については、別添を参考とされたいこと。